公示

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年2月12日国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。) 第9条第1項の規定により、型式が技術上の規格に適合していると認める遊技機として検定を行った旨を次のとおり公示 する。

令和 3 年 7 月 14 日

徳島県公安委員会委員長 森 秀司

1 申請者の氏名又は名称及び型式の概要等

氏名又は名称	法人の場合は		型	式	の	櫻		要		検定
及び所在地	代表者の氏名	遊技材	幾の種類		型	式	名		製造業者名	番号
株式会社 高尾		規則第6	条 ぱちんこ						株式会社	Ł
愛知県名古屋市中川区中	内ヶ島隆寛			P女神	⇒覚醒0.	. 2秒0)祝福	冨S1C		15117
京南通三丁目22番地		第 1	号 遊技機						高 盾	Ē
株式会社 高尾		規則第6	条 ぱちんこ						株式会社	Ł
愛知県名古屋市中川区中	内ヶ島隆寛			PD	D北斗	・の 拳	2 1	V 1 F		15118
京南通三丁目22番地		第 1	号 遊技機						高 盾	Ž.
株式会社 JFJ		規則第6	条 ぱちんこ						株式会社	Ł
大阪府大阪市中央区内本	松下智人			PA I	FAIRY	TA	I L 2	JWA		15119
町一丁目1番4号		第 1	号 遊技機						J F	J
株式会社 JFJ		規則第6	条 ぱちんこ	D A	遠山	の金	き	ん 2	株式会社	Ł
大阪府大阪市中央区内本	松下智人			遠山				$\frac{\mathcal{N}}{G} \stackrel{Z}{O} 2$		15120
町一丁目1番4号		第 1	号 遊技機	I W	以 C 中	v> -Ш [Ħ J	0 0 2	J F	J
岡崎産業株式会社		規則第6	条 回胴式						岡崎産業	美
三重県松阪市中万町鐘突	岡崎安弘			S Ł	ット	1 2	8	H 1		15121
2185番地の2		第 2	号 遊技機						株式会社	E

2 検定の有効期間 公示の日から3年間。